

## エアリススケートパーク太田広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エアリススケートパーク太田（以下「本施設」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (掲載広告の要件)

第2条 掲載広告の内容及び表現は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるものでないこと。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるものでないこと。
- (3) 政治に関するもの又はそのおそれのあるものでないこと。
- (4) 宗教に関するもの又はそのおそれのあるものでないこと。
- (5) 社会問題に関する主義主張に関するものでないこと。
- (6) 表現方法が不適切であると認められるもの又はそのおそれのあるものでないこと。
- (7) 美観風致を害するおそれのあるものでないこと。
- (8) 公衆に不快の念又は危害を加えるおそれのあるものでないこと。
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるものでないこと。

### (広告の掲載位置、枠数、規格及び掲載料)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、本施設の西側法面及び北側法面（以下「各法面」という。）ともに7枠ずつ、また、南側メッシュフェンス（競技エリア側）（以下「フェンス」という。）に5枠設けることとし、1枠当たりの規格及び掲載料は、次のとおりとする。

| 掲載位置 | 規格            | 掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）                |
|------|---------------|------------------------------------|
| 西側法面 | 縦1.82m×横3.64m | 1枠につき180,000円／年<br>1枠につき 15,000円／月 |
| 北側法面 |               | 1枠につき120,000円／年<br>1枠につき 10,000円／月 |
| フェンス | 縦0.91m×横1.82m | 1枠につき 39,000円／年<br>1枠につき 3,250円／月  |

### (広告の作成及び経費負担)

第4条 広告の作成は、広告主の責任において作成し、その経費は全て広告主が負担するものとする。

### (広告の掲載)

第5条 広告の掲載は、広告主の負担及び責任において行うものとする。なお、掲載の作業は、群馬県屋外広告物条例（昭和39年群馬県条例第81号）第32条の規定による登録を受けた者が行うものとする。

2 広告の掲載方法は、次のとおりとする。

(1) 各法面については、広告主にて作成した塩ビシート（ラミネート加工されたもの）を既設パネル（アルミ複合板）に貼り付けるものとする。この場合において、掲載期間が満了したときの広告主による撤去は不要とする。

(2) フェンスについては、次のアからオまでのとおりとする。

ア 広告主にて作成したパネル（ラミネート加工されたもの）を既設金具（M6十字穴付きトラス小ネジ、M6六角ナット1種等）にて固定するものとする。

イ パネルの素材は厚さ3mmのアルミ複合板を基本とし、直径6.5mmの穴をパネル上部及びパネル下部にそれぞれ5箇所ずつあけるものとする

ウ パネル表面の左上の穴は、パネル上端部から15mm及びパネル左端部から230mmの位置とし、右上の穴は、上端部から15mm及び右端部から240mmの位置とする。中間の3つの穴は、これらをつなぐ線上に左上の穴からそれぞれ340mm、680mm、1020mmの位置に設けることとする。

エ 表面の左下の穴は、パネル下端部から15mm及びパネル左端部から230mmの位置とし、右下の穴は、下端部から15mm及び右端部から240mmの位置とする。中間の3つの穴は、これらをつなぐ線上に左下の穴からそれぞれ340mm、680mm、1020mmの位置に設けることとする。

オ フレームの設置は不要とする。この場合において、広告主は、掲載期間が満了したとき、当該パネルを撤去しなければならない。

（広告の掲載期間）

第6条 広告の掲載期間は、4月1日から翌年3月15日までのおおむね1年間とする。

ただし、掲載枠に空きがある場合に限り、年度途中（原則として各月の初日）からの掲載を認めるものとする。

2 前項ただし書の規定により広告を掲載する場合の掲載料は、第3条の表に規定する月当たりの掲載料に掲載月数を乗じて算出するものとする。

3 広告主が希望する場合は、各法面及びフェンスの同一掲載位置に限り、初年度を含む連続する5の年度を限度として掲載期間を継続することができるものとする。

（広告掲載の募集）

第7条 市長は、申込期間を明示して、広報おた等にて広告掲載の募集を行うものとする

る。

- 2 年度途中からの掲載は、随時募集するものとする。この場合において、申込期間の明示は不要とする。

(広告掲載の申込)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、エアリススケートパーク太田広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、市長へ申し込むものとする。

- 2 申込の受付は原則として各法面及びフェンスごとに先着順に行うこととし、枠数の上限に達した場合はこれを終了するものとする。ただし、同一日の同一時間に複数の申込があったことにより枠数の上限に達した場合は、抽選により決定するものとする。
- 3 前項の規定による抽選は、広告主にくじを引かせる方法により行うものとする。

(広告掲載の継続申込)

第9条 第6条第3項の規定により広告掲載を継続しようとする者（以下「継続申込者」という。）は、申込期間の満了日までにエアリススケートパーク太田広告掲載継続申込書（様式第2号）に必要事項を記入し、市長へ申し込むものとする。

- 2 前条第2項の規定にかかわらず、継続申込の受付は、原則として優先して行うものとする。

(広告主及び広告の掲載位置の決定)

第10条 市長は、申込期間終了後（年度途中からの掲載は、申込受付後）、速やかに、エアリススケートパーク太田広告掲載申込書又はエアリススケートパーク太田広告掲載継続申込書の内容を審査し、広告主を決定するものとする。

- 2 市長は、各法面及びフェンスにおける広告の掲載位置を公開抽選により決定するものとする。
- 3 前項の規定による抽選は、広告主（広告主が欠席した場合にあっては、職員）にくじを引かせる方法により行うものとする。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定により広告主並びに各法面及びフェンスにおける広告の掲載位置を決定したときは、エアリススケートパーク太田広告掲載決定通知書（様式第3号）又はエアリススケートパーク太田広告不掲載決定通知書（様式第4号）を申込者又は継続申込者へ通知するものとする。

(広告掲載の届出)

第11条 広告主は、広告掲載内容を記したエアリススケートパーク太田広告掲載届出書（様式第5号）に必要事項を記入し、指定された日までに市長へ届け出るものとする。ただし、同一内容による継続掲載の場合は、これを不要とする。

(掲載料の納付)

第12条 広告主は、掲載料を市長が指定する日までに一括して納付するものとする。

(掲載料の不還付)

第13条 納付された掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による還付は、第3条の表に規定する月当たりの掲載料に掲載期間を乗じて行うものとする。この場合において、掲載期間に1か月未満の端数があるときは、その月を掲載期間に含めないものとする。

(広告の掲載取消)

第14条 市長は、広告の掲載に支障があると認めるとき、又は広告主が広告掲載料を指定する日までに納入しなかったときは、第10条第4項に規定する決定を取り消すことができる。この場合において、掲載広告の撤去を要する場合は、撤去方法について市長及び広告主とで協議し、その経費は全て広告主が負担するものとする。

(広告掲載の作業日程期間)

第15条 広告掲載の作業日程期間は、3月16日から3月31日までとする。なお、年度途中から掲載する場合において、広告主は掲載開始日の2週間前から作業することができる。

2 前項の規定における期間の広告掲載料は、不要とする。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

エアリススケートパーク太田広告掲載申込書

（宛先）太田市長

（申込者） 住 所  
氏 名

（法人その他団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

（担当者） 氏 名  
電話番号

エアリススケートパーク太田広告掲載取扱要綱第 8 条の規定により、次のとおり申し込みます。

1. 4 月 1 日～3 月 15 日までの掲載

|                    |                     |   |   |
|--------------------|---------------------|---|---|
| 掲載希望位置<br>及び掲載希望枠数 | 西側法面                | ① | 枠 |
|                    | 北側法面                | ② | 枠 |
|                    | フェンス                | ③ | 枠 |
| 掲載料                | 西側法面（180,000 円/枠）×① | ④ | 円 |
|                    | 北側法面（120,000 円/枠）×② | ⑤ | 円 |
|                    | フェンス（ 39,000 円/枠）×③ | ⑥ | 円 |
|                    | 合計（④+⑤+⑥）           |   | 円 |

2. 年度途中～3 月 15 日までの掲載

|                    |                      |   |    |
|--------------------|----------------------|---|----|
| 掲載希望位置<br>及び掲載希望枠数 | 西側法面                 | ① | 枠  |
|                    | 北側法面                 | ② | 枠  |
|                    | フェンス                 | ③ | 枠  |
| 掲載開始希望月            |                      | ④ | 月  |
| 掲載希望月数 ※④から 3 月まで  |                      | ⑤ | か月 |
| 掲載料                | 西側法面（15,000 円/枠）×①×⑤ | ⑥ | 円  |
|                    | 北側法面（10,000 円/枠）×②×⑤ | ⑦ | 円  |
|                    | フェンス（ 3,250 円/枠）×③×⑤ | ⑧ | 円  |
|                    | 合計（⑥+⑦+⑧）            |   | 円  |

様式第 2 号（第 9 条関係）

年 月 日

エアリススケートパーク太田広告掲載継続申込書

（宛先）太田市長

（継続申込者） 住 所  
氏 名

（法人その他団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

（担当者） 氏 名  
電話番号

エアリススケートパーク太田広告掲載取扱要綱第 9 条の規定により、次のとおり申し込みます。

< 4 月 1 日～3 月 15 日までの掲載 >

|                     |                     |   |                                                         |
|---------------------|---------------------|---|---------------------------------------------------------|
| 既広告掲載位置<br>及びその掲載枠数 | 西側法面                | ① | 枠                                                       |
|                     | 北側法面                | ② | 枠                                                       |
|                     | フェンス                | ③ | 枠                                                       |
| 掲載初年度               |                     |   | 年度                                                      |
| 掲載内容変更の有無           |                     |   | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |
| 掲載料                 | 西側法面（180,000 円/枠）×① | ④ | 円                                                       |
|                     | 北側法面（120,000 円/枠）×② | ⑤ | 円                                                       |
|                     | フェンス（ 39,000 円/枠）×③ | ⑥ | 円                                                       |
|                     | 合計（④+⑤+⑥）           |   | 円                                                       |

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

第 号  
年 月 日

エアリススケートパーク太田広告掲載決定通知書

様

太田市長



年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

|               |                                                                  |                                    |  |
|---------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--|
| 広告掲載期間        |                                                                  | 年 月 日から 年 3 月 1 5 日まで              |  |
| 掲載位置<br>(※ 1) | 西側法面                                                             | No.                                |  |
|               | 北側法面                                                             | No.                                |  |
|               | フェンス                                                             | No.                                |  |
| 掲載広告の要件       |                                                                  | エアリススケートパーク太田広告掲載取扱要綱第 2 条を遵守すること。 |  |
| 掲載料           |                                                                  | 円（消費税及び地方消費税を含む。）                  |  |
| (内訳)          | <input type="checkbox"/> 北側法面（180,000 円/枠）× 枠 = 円                |                                    |  |
|               | <input type="checkbox"/> 西側法面（120,000 円/枠）× 枠 = 円                |                                    |  |
|               | <input type="checkbox"/> フェンス（ 39,000 円/枠）× 枠 = 円                |                                    |  |
|               | <input type="checkbox"/> 北側法面（15,000 円/枠）× 枠 × か月 = 円            |                                    |  |
|               | <input type="checkbox"/> 西側法面（10,000 円/枠）× 枠 × か月 = 円            |                                    |  |
|               | <input type="checkbox"/> フェンス（ 3,250 円/枠）× 枠 × か月 = 円            |                                    |  |
| 広告掲載の届出期限     | <input type="checkbox"/> 年 月 日<br>(同封の様式第 5 号にて届出を行ってください。)(※ 2) |                                    |  |
|               | <input type="checkbox"/> 届出は不要です。<br>(同封の納付書により納付手続を行ってください。)    |                                    |  |

- (※ 1) 掲載位置詳細は、別紙を確認願います。
- (※ 2) 広告掲載の届出（様式第 5 号）を確認後、掲載料に係る納付書をお渡ししますので、広告物の設置作業（※ 3）着手前に納付手続を行ってください。
- (※ 3) 広告物の設置作業は 年 月 日から 年 月 日の間に  
て実施願います。

< 問い合わせ先 > 所属名（担当）  
連絡先

様式第4号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

エアリススケートパーク太田広告不掲載決定通知書

様

太田市長



年 月 日付で申込みのありました広告掲載について、エアリススケートパーク太田広告掲載取扱要綱（令和6年3月11日太田市制定）第10条第4項の規定に基づき、下記により掲載しないことに決定しましたので通知します。

記

1 掲載できない理由

< 問い合わせ先 >  
所属名（担当）  
連絡先

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

エアリススケートパーク太田広告掲載届出書

太田市長 様

（申込者） 住 所  
氏 名

（法人その他団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

（担当者） 氏 名  
電話番号

エアリススケートパーク太田広告掲載取扱要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり届出ます。

記

1 広告掲載内容（案）  
別紙のとおり

2 広告掲載作業者

|                |          |
|----------------|----------|
| 商号又は名称         |          |
| 氏名又は代表者の氏名     |          |
| 住所又は主たる事業所の所在地 |          |
| 屋外広告業者登録番号     | 群広（ ）第 号 |